

## 競争参加者の資格に関する公示

平成 21・22 年度における独立行政法人情報研究機構（以下「機構」という。）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 20 年 12 月 24 日

独立行政法人情報通信研究機構  
契約担当理事 池川 博士

### 1 建設工事の種別及び測量・建設コンサルタント等の業種区分

#### (1) 建設工事

①土木一式工事、②建築一式工事、③とび、土工、コンクリート工事、④電気工事、⑤管工事、⑥ほ装工事、⑦塗装工事、⑧防水工事、⑨機械器具設置工事、⑩電気通信工事、⑪造園工事、⑫建具工事、⑬消防施設工事の 13 種類とする。

#### (2) 測量・建設コンサルタント等

①測量、②建築関係建設コンサルタント業務、③土木関係建設コンサルタント業務、④地質調査業務、⑤補償関係コンサルタント業務の 5 種類とする。

### 2 申請の時期

平成 21 年 1 月 5 日（月）から平成 21 年 1 月 30 日（金）までとする（ただし、土・日曜日、祝・祭日を除く。）。

なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合はこの限りではないが、入札に間に合わない場合がある。

### 3 申請の方法等

#### (1) 申請書の入手方法

当機構所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、当機構財務部会計室工事契約チームにおいて、競争参加資格を得ようとする者に交付する。

また、インターネットにより当機構ホームページからも申請書の入手が可能。

#### (2) 申請書の提出方法

競争参加資格申請は、次の①又は②に掲げる申請書等の関係書類を、当機構財務部会計室工事契約チーム（住所：〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1）に提出すること。持参の場合の受付時間は 09 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分の間を除く）とし、郵送（書留郵便又は配達記録郵便）も可とする。

① 建設工事に係るもの

一 申請書 [WORD]

二 添付書類

イ 工事経歴書

ロ 建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する場合に限る。）

ハ 総合評定値通知書の写し

ニ 建設業許可申請書の写し

ホ 納税証明書

② 測量・建設コンサルタント等に係るもの

一 申請書 [WORD]

二 添付書類

イ 測量等実績調書

ロ 技術者経歴書

ハ 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

ニ 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書等）

ホ 財務諸表類

ヘ 納税証明書

(3) その他

① (2)に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

② (2)に掲げる添付書類のうち、添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③ 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

4 競争に参加することができない者

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者

① 契約に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

② 公正な競争を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

④ 監督又は検査に際し職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

- ⑥ その他、機構に損害を与えた者
- ⑦ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人及び使用人として使用した者
- (3) (2)に該当する者を入札代理人として使用する者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
- (6) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

## 5 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 建設工事の競争契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
  - ① 資格の審査
    - 1 (1)の建設工事の種別ごとに、総合評定値通知書の総合評定値をもって行う。
  - ② 資格の等級の決定方法
    - 建設工事の競争に参加できる者の資格は、上記①の総合評定値により別記の区分に基づいて格付けする。
- (2) 測量・建設コンサルタント等の競争契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
  - ① 資格の審査
    - 1 (2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに、次に掲げる事項について行う。
      - 一 年間平均実績高
      - 二 経営規模
        - ア 自己資本額
        - イ 有資格者職員数
      - 三 経営比率及び営業年数
        - ア 流動比率
        - イ 営業年数
  - ② 資格の等級の決定方法
    - 測量・建設コンサルタント等の競争に参加できる者の資格は、上記①に基づいて、1 (2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに資格を定める。
    - なお、資格の等級の格付けは行わない。

## 6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

## 7 資格の有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。なお、2 のなお書きにより随時審査した場合は、資格を付与されたときから平成 23 年 3 月 31 日までとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

3 (2) の申請書類の提出場所に同じ。

9 公告の方法

一般競争に付する場合の公告の方法は、機構内に掲示するほか、以下の当機構ホームページに掲載する。

<http://www2.nict.go.jp/n/n662/chotatu/nyusatu>

10 申請の方法等に関する問い合わせ先

独立行政法人情報通信研究機構 財務部会計室 工事契約チーム

電話番号 : 042-327-7436

別記 工事種別ごとの等級格付け及び予定価格の範囲

[掲載順序 工事種別 ①総合評定値：等級 ②等級：予定価格の範囲]

(1) 土木一式工事、建築一式工事

- ① 990以上 : A  
830以上 990未満 : B  
760以上 830未満 : C  
760未満 : D
- ② A : 3億円以上  
B : 1億円以上 3億円未満  
C : 3,000万円以上 1億円未満  
D : 3,000万円未満

(2) (1)以外の工事

- ① 870以上 : A  
780以上 870未満 : B  
780未満 : C
- ② A : 5,000万円以上  
B : 2,000万円以上 5,000万円未満  
C : 2,000万円未満

なお、本参加資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるよう弾力的な競争参加を認める場合がある。